

文化財の保存と活用のこれまでとこれから

— 調査法人滋賀県文化財保護協会の取り組みから —

堀 真人

目次

1. はじめに
2. 協会における文化財の保存と活用のこれまで
3. 協会における文化財の保存と活用のこれから
4. おわりにかえて

— 論 文 要 旨 —

公益財団法人滋賀県文化財保護協会（以下、協会とする）は、令和2年(2020)に設立50周年を迎えた。協会の業務の中心は緊急発掘調査をはじめとした埋蔵文化財の調査・研究であり、それを専門とする調査機関として50年間を歩んできた。本稿では、調査法人としての歩みを「活用」の観点から、Ⅰ期～Ⅲ期として整理した。そして、時期ごとに実施してきた事業を振り返りながら、埋蔵文化財を中心とした保存と活用の取り組みを総括し、今後の進むべき方向を示した。

Ⅰ期は、大発掘時代ともいうべき時代で、高度成長期からバブル崩壊、失われた10年と言われた時期の2000年代前半までが相当する。発掘調査の成果を発信する事業が中心で、現地説明会、成果の展示を中心に実施された。この時期の事業が、現在の協会の活用事業の根幹を成しているといっても過言ではない。

Ⅱ期は、Ⅰ期に取り組んできたことを再構築し、目的を明確化した。活用事業を「広げる」事業と「深める」事業に意識的に分けた。「深める」事業は、すでに埋蔵文化財に興味がある人を対象とした事業であり、主にⅠ期に展開した事業が中心である。「広げる」事業は、埋蔵文化財の存在を知る人を増やす、裾野を広げる事業である。これは、従来型の「深める」事業だけでは将来、限界が訪れるとの危機感から、「深める」事業に参加する人を増やす「広げる」事業を意識的に展開した経緯がある。代表的な事業が、大型商業施設での体験学習や展示事業である。「深める」事業との違いは、埋蔵文化財センターや博物館に来てもらうのではなく、出向いていったところにある。

Ⅲ期は、平成30年(2018)の文化財保護法の改正以降である。この改正により、文化財の保存と活用が明確化された。現在は協会が設立された当時と比べ、滋賀県の埋蔵文化財の保護体制は格段に整備され、大多数の市町村において専門職員が配置されている。配置されている専門職員も、体制整備を推進してきた第1世代はすでに退職し、それを引き継いできた第2世代も次々と退職を向かえている。その諸先輩方の努力の結果として官民両方の開発に伴う発掘調査等の対応が、行政内の仕組みとして根付いてきた。保護法改正は、それまで実施してきた文化財の保護行政の一つの到達点といえる。改正では、埋蔵文化財を含む文化財全般にかかわる事業計画が、行政計画として文化庁が認定する仕組みが新たに加えられた。しかし、計画の推進が業務の中心と位置付けられ、突発的な業務となる緊急発掘等の業務遂行が困難になるリスクが生じるのではないかと想定した。また、行政の仕組みとして埋蔵文化財の保護・調査体制が確立した一方で、世代交代にともない、世代間の技術継承が困難になっている状況や世代間の意識の違いが浮き彫りになってきており、中長期的にみるとシステムの形骸化を招く可能性が危惧される。

そのような中で、協会は保存と活用において多くの実績を持ち、県内で最も多くの専門職員を抱える調査組織として、これまで築いてきた行政システムを補完していくべきであると考えた。これは、改正された文化財保護法の趣旨にも沿っており、地域に密着している調査組織としての責務である。

キーワード

調査法人 埋蔵文化財の保存と活用 「広げる」「深める」「つながる」「育てる」